

医薬発 1201 第 1 号

令和 7 年 12 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬局長

(公 印 省 略)

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度
管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び医薬品、
医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条
第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器
（告示）の施行について」等の改正について

医療機器の高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分等につ
いては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法
律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理
医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成 16 年厚生労働省告示第 298
号。以下「クラス分類告示」という。）等において定められており、クラス分
類告示における一般的名称の定義等については「医薬品、医療機器等の品質、
有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定に
より厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機
器（告示）及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関す
る法律第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機
器（告示）の施行について」（平成 16 年 7 月 20 日付け薬食発第 0720022 号厚
生労働省医薬食品局長通知。以下「平成 16 年局長通知」という。）により示
しているところです。

今般、令和 7 年 12 月 1 日付けで「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び
安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労
働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器等の一部
を改正する件」（令和 7 年厚生労働省告示第 307 号）が適用されることに伴
い、平成 16 年局長通知及び「医療機器の修理区分の該当性について」（平成
17 年 3 月 31 日付け薬食発第 0331008 号厚生労働省医薬食品局長通知。以下



「平成 17 年局長通知」という。)の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係事業者、関係団体等に対し周知徹底を図るようお願いいたします。

なお、本通知の写しを独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、一般社団法人日本医療機器産業連合会会長、一般社団法人米国医療機器・I V D工業会会長、欧州ビジネス協会医療機器・I V D委員会委員長及び医薬品医療機器等法登録認証機関協議会代表幹事宛て送付することとしていることを申し添えます。

記

1. 平成 16 年局長通知の別添 CD-ROM の記録内容の一部を別添 1 のように改正する。
2. 1 の改正に伴い、平成 17 年局長通知の別表の一部を別添 2 のように改正する。

横隔神経電気刺激装置の項の次に次のように加える

1218					器 12	理学診療用器具	理学療法用器械器具	71146004	植込み型横隔神経電気刺激装置	刺激装置の1種で、横隔膜をリズムカルに収縮させて呼吸を誘発するため、患者の横隔神経に電気刺激を供給するものをいう。前胸壁に植込むパルスジェネレータ及び横隔神経近傍の血管内に留置するリード等から構成される。	Ⅳ	8-④	非該当					-
------	--	--	--	--	------	---------	-----------	----------	----------------	--	---	-----	-----	--	--	--	--	---

(参考)

クラス分類告示別表			特定 保守 告示 別表	設置 管理 告示 別表	類別 コード	類別 名称	中分 類名	コード	一般の名称	一般の名称定義	ク ラ ス 分 類	GHTF ル ー ル	特定 保守	設置 管理	旧一般 的 名 称 コ ー ド	旧一般 的 名 称	旧ク ラ ス 分 類	旧 修 理 種 別
1	2	3																

カテーテル保持用ホルダの定義を、「静脈に挿入するカテーテル、注射針又は輸液チューブの上に設置し、挿入部を保護又はカテーテル等を固定し、器具の偶発的な脱落防止に役立つ体外用具をいう。」に改める。

別添2

横隔神経電気刺激装置の項の次に次のように加える

1218		71146004	植込み型横隔神経電気刺激装置	IV	非該当	G6
------	--	----------	----------------	----	-----	----

(参考)

[illegible]